

平成 21 年度決算に基づく飯山市の健全化判断比率等について

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）に基づき、飯山市における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標の総称）と公営企業の資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率について

健全化判断比率には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4 指標のうち各基準を 1 つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行します。さらに、平成 21 年 4 月より健全化法が本格施行されたことで、「早期健全化団体」または「財政再生団体」は、財政健全化計画の策定などが義務付けられました。

「早期健全化団体」は、財政健全化計画の策定（議会の議決）のほか、外部監査要求の義務付、毎年度の実施状況を議会へ報告し公表するなど、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

「財政再生団体」では、財政再生計画の策定（議会の議決）のほか、外部監査要求の義務付、財政計画についての国の同意手続、地方債の制限など国等の関与による確実な再生を目指すこととなります。

飯山市の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も基準値を下回りました。

指 標	平成 20 年度	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.66 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	18.66 %	40.0 %
実質公債費比率	18.6 %	17.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	124.8 %	118.7 %	350.0 %	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)「—」で表示しています。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準値を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。

平成 21 年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率については該当ありません。

指標	特別会計名	平成 20 年度	平成 21 年度	経営健全化基準
資金不足比率	飯山市水道事業会計	— %	— %	20 %
	飯山市簡易水道等特別会計	— %	— %	20 %
	飯山市公共下水道事業特別会計	— %	— %	20 %
	飯山市特定環境保全 公共下水道事業特別会計	— %	— %	20 %
	飯山市農業集落排水事業特別会計	— %	— %	20 %

※ 資金不足比率については、各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示しています。

3 昨年度指標との比較について

(1) 実質公債費比率

・実質公債費比率については、前年と比較し 1.1 ポイント改善し、地方債を借り入れる際に、県の許可が必要となる 18%を下回りました。その大きな要因としては、地方債の元利償還金が減少したことが挙げられます。

(2) 将来負担比率

・将来負担比率については、前年と比較し 6.1 ポイント改善しました。大きな要因としては、普通会計地方債残高の減少が挙げられます。普通会計地方債残高は、平成 20 年度の 10,165 百万円から平成 21 年度は 9,038 百万円となり、1 年間で 1,127 百万円減少しました。

※実質公債費比率、将来負担比率とも、普通会計における地方債の償還が進んでいることから数値が改善しています。

普通会計における地方債の元利償還金は、平成 17 年度をピークに減少を続けてお

り、平成 17 年度償還額が 2,608 百万円に対し、平成 21 年度償還額は 1,964 百万円と 644 百万円減少しています。

また、普通会計における地方債の残高は、平成 13 年度をピークに減少を続けており、平成 13 年度末残高 18,371 百万円に対し、平成 21 年度末残高 9,038 百万円と 9,333 百万円減少しています。

これは、各年度で新たに借入を行う地方債を、その年度内で償還する元金の 5 割以下に抑制することで、地方債残高を減少させ、健全的な財政運営を目指してきた結果と言えます。

《 健全化判断比率等の財公用語 》

① 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額の合計が赤字(マイナス)の場合に実質赤字額となり、実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 : 平成 21 年度の飯山市では、一般会計、福祉企業センター特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計になります
- 実質収支額 : (歳入総額－歳出総額)－翌年度に繰越すべき財源
- 標準財政規模 : 当該団体における標準的な収入

② 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質収支額と公営企業会計における資金不足額の合計が赤字(マイナス)の場合に連結実質赤字額となり、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字比率}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3 年の平均値で表されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} - \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

元利償還金：地方債返済における元金と利子の合計額

準元利償還金：元利償還金に準ずるもの。平成 21 年度の飯山市では、

- i 公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたと認められる額
- ii 岳北広域行政組合及び北信広域連合への負担金のうち起債の償還に充てたと認められる額
- iii 国営土地改良事業等公債費に準ずる債務負担行為 が該当します。

基準財政需要額：地方公共団体がその実情に応じて標準的な財政活動を行うのに必要な額で、普通交付税の算定基礎となる数値です。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率＝

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担額：平成 21 年度の飯山市では、

- i 一般会計等における地方債現在高
- ii 債務負担行為に基づく支出予定額
- iii 公営企業会計に係る地方債に充てるための一般会計繰入見込額
- iv 岳北広域行政組合及び北信広域連合の地方債負担見込額
- v 退職負担見込予定額 が該当します

充当可能基金：一般会計、特別会計(企業会計を除く)を含めた全ての基金残高で、市の貯金残高にあたります。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

資金の不足額

資金不足比率＝

事業の規模